

専決処分の承認を求めることについて

大磯町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月31日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専決処分書

大磯町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

大磯町長 中 崎 久 雄

理由

平成30年3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が公布されたことに伴い、大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項により、専決処分する。

大磯町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30年 3月31 日

大磯町長

大磯町条例第 12 号



大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成30年度から平成32年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等
に対して課する固定資産税の経過措置）

42 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に
基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、法附則第18
条の3の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。